地域の未来 人づくり事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域の未来 人づくり事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的等）

第２条　本事業は、市民や地域が自主的に行う、地域の課題解決及び活力ある地域づくりを目指す事業に対し、その経費の一部を補助することにより、市民自治による地域社会の実現を目指し、協働・共創のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

（事業の実施主体）

第３条　本事業の実施主体（以下「事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴ 本事業を直接実施する者であること。

⑵ ５名以上で構成される団体であること。

⑶ 団体の代表者は、本市の区域内に住所を有する者であること。

⑷ 団体の代表者に市税の滞納がないこと。

２　対象者は、以下のいずれかの団体とする。

⑴ 地区コミュニティ推進協議会及び自治会協議会等の地域の意見を集約できる団体、自治会。（以下「地域団体」という。）

⑵ ボランティア、ＮＰＯ、市民活動団体等。（以下「まちづくり団体」という。）

⑶ 法人格を持つ企業、５名以上の従業員が所属する個人事業主。（以下「営利団体」という。）

（事業内容）

第４条　本事業は、市内において、地域コミュニティの推進や地域活性化、その他地域づくりの推進を図る公益的な活動である「みんなで楽しく活動部門」と、地域住民が自ら率先して地域の困り事を解決するための公益性の高い活動である「地域の課題解決部門」とし、それぞれ第２項及び第３項のとおり定める。

２　みんなで楽しく活動部門については、次の各号に掲げる事業とする。

⑴ 地域福祉・健康づくりに関する事業

⑵ 地域環境の整備・景観等の保全に関する事業

⑶ 子育て・教育・子どもの健全育成に関する事業

⑷ 高齢者の生きがいづくりに関する事業

⑸ 地域文化の継承及び創出に関する事業

⑹ コミュニティビジネスに関する事業

⑺ 住民交流及び地域振興に関する事業

⑻ その他、地域づくりやまちづくりに資する事業

３　地域の課題解決部門については、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 自主防犯・自主防災事業

(2) 地域住民の共助による地域内交通事業

(3) 野生鳥獣対策

(4) 公園の管理及び環境整備

(5) 道路や河川の除草等、環境整備

４　本事業において、事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 宗教に関する活動及び組織に対する援助、助長若しくは促進又は圧迫若しくは干渉に該当する行為

(2) 政治団体及び政治的主張に対する援助、助長若しくは促進又は圧迫若しくは干渉に該当する行為

(3) 選挙運動

(4) 補助事業の目的の範囲を超えて、特定の個人又は団体に利益を供する行為

(5) 前各号に掲げる行為のほか、市長が補助金の対象として適当でないと認めるもの

（事業期間）

第５条　本事業の事業期間は、令和１２年度までとする。

（事業への支援）

第６条　本事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、予算の範囲内において、地域の未来人づくり事業補助金（以下「補助金」という。）を、事業者に交付する。

２　本事業とは別に、市から委託料や補助金等の交付を受けている場合は、本事業の対象外とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第７条　補助対象経費及び補助金の額は、地域の未来 人づくり事業補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に定める。

（事業計画書の提出）

第８条　補助金の交付を受けようとする事業者は、交付申請を行う前に地域の未来 人づくり事業審査申込書（様式１号）（以下「申込書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市に提出し、第９条に規定する審査を受け、計画の承認を受けなければならない。

(1) 事業計画書（様式第２号）

(2) 予算計画書（様式第３号）

(3) 構成員名簿（地域団体は不要）

(4) その他、市長が必要と認める書類

（事業の審査）

第９条　市長は、前条の規定による申込書の提出を受けたときは、事業内容についての審査を実施し、補助事業の実現性、効果等について評価を行う。

２　市長は、必要に応じて地域の未来 人づくり事業評価審査会（以下、「審査会」という。）

を開催することができる。

３　審査会の内容については、別に定める。

（計画の承認）

第１０条　市長は、前条の審査の評価により計画の承認の可否を決定し、事業者に通知するものとする。

（事業の評価・公表）

第１１条　市長は、事業実績報告書等から補助事業による成果又は課題などを評価し、市ホームページ等において広く市民に公表するものとする。

（地域担当職員及び事業担当職員）

第１２条　本事業をはじめとする各地区の活動を支援するため、地域担当職員及び事業担当職員を置く。

２　本事業の対象地区（以下「対象地区」という。）は、別表の地区とする。

３　市長は、市の行政職員の中から複数の職員を地域担当職員として任命する。

４　地域担当職員は対象地区ごとに３人以上とし、内訳は次のとおりとする。

(1) コミュニティセンター所長又はコミュニティセンターのない地区においては市民協働課まちなか支援担当職員　１人

(2) コミュニティセンター職員又はコミュニティセンターのない地区においては市民協働課職員　１人

(3) 部長級、次長級を除いた管理職級及び主査級（係長、担当主査含む）の職員で、地区内に居住する者。ただし、地区内に居住する該当者がいない場合は職務経験等を考慮し地区外に居住する者から任命する。　１人以上

５　地域担当職員にリーダーを置き、リーダーは前項第１号の者とする。

６　地域担当職員の任期は１年とし、再任されることを妨げない。

７　地域担当職員は、次の各号に掲げる職務を行うものとし、リーダーは地域団体が事業実施に必要な事項を支援し、その他の担当職員はリーダーを支援する。

(1) 地域の未来・人づくり事業の活動に係る情報の収集及び提供並びに指導及び助言

(2) 地域団体の事業実施に関する会議等への参加

(3) 地域団体と市との連絡・調整

(4) 地域団体が行う各種事務手続き等の支援

(5) 活動状況の記録及び報告

(6) その他、市民自治によるまちづくりの推進に関すること。

８　地域が計画する事業と関連のある担当業務を所管する部署の職員は、事業担当職員として「協働事業」の意義を理解した上で、責任ある立場で事業の計画、実施に積極的に関与し、協力する。

（補則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。

別表（第１１条関係）

地区名	中央、東部、北部、板荷、西大芦、加蘇、北犬飼、南摩、南押原、東大芦、菊沢、北押原、東部台、粟野、粕尾、永野、清洲